

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川支部 役員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、支部役員を選出方法を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 神奈川支部（以下「支部」という。）は、支部規程第9条により所定の役員を置く。

2 この規程において、役員とは幹事及び支部監事をいう。

(役員選挙)

第3条 支部長は、役員の任期が満了する前に次期役員選挙を告示し、役員選挙を行う。

2 立候補受付期間は2週間とする。

3 役員立候補者の募集及び支部長の推薦により役員候補者を決定したのち、選挙により役員を選出する。

第2章 役員候補者の立候補、推薦

(選挙管理委員会)

第4条 支部長は、役員選挙に際し選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、役員選挙の全般を統括する。

第5条 選挙管理委員会は、支部長の委嘱を受けた3名の委員により構成する。

2 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出される。

(役員立候補者及び推薦者の資格要件)

第6条 資格要件は下記による。

2 支部会員になって3年以上経過した者。

3 役員の選任時の年齢は、支部長推薦、役員立候補者ともに役員選任時の年の3月31日において79歳以下であること。

4 支部長は、自薦できない。

5 選挙管理委員を、次期の役員候補者に推薦できない。また役員立候補もできない。

(役員立候補者の募集)

第7条 選挙管理委員会において、役員選挙の告示を支部正会員全員に送付し、役員 $\frac{2}{3}$ について立候補を募る。

(役員候補者の推薦)

第8条 支部長は支部会員の中から、役員定数の $\frac{1}{3}$ を役員候補者として推薦する。ただし、立候補者が役員定数の $\frac{2}{3}$ に満たない場合は、立候補者の不足分を加えた候補者を推薦する。

2 役員候補者の推薦に当っては、安全、衛生両分野のバランスを配慮する。

3 推薦された役員候補者は、次の基準を満たすこと。

一 支部への貢献度の高く、支部活動に熱意のある者

二 研修会等の支部行事への出席率の高い者

(幹事会による承認)

第9条 役員立候補者及び支部長の推薦を受けた役員候補者は、幹事会に報告され、幹事会の承認を

うけたのち、正式な役員候補者となる。

第3章 役員選挙

(選挙方法)

第10条 選挙管理委員会は、幹事会の承認を受けた次期役員候補者の名簿を公開する。

第11条 選挙は郵送方法とし、役員候補者名を列記した投票用紙を支部会員全員に送付する。

2 投票用紙を受領した会員は、役員候補者名の名前チェック欄に、信任の場合は○印（空欄でも可）を、不信任の場合は×印を付して返送する。

第12条 集計の結果、有効得票数の過半数の信任票を得た者を信任、過半数に満たない者を不信任とする。

2 立候補者多数の場合は、信任票の多い上位から順次当選とし、当選者数は役員定数の2/3とする。

第13条 選挙により信任された役員候補者は、支部総会において選任される。

第4章 付随事項

(追加の選挙等)

第14条 役員選挙において、信任された役員候補者が所定数の1/3を下回った場合、支部長の判断により役員補充のための選挙を行うことができる。

(運用細則)

第15条 支部長は、選挙方法の詳細について別途運用細則を定め、選挙に当たり運用することができる。

附則（平成14年9月21日）

この規程は、平成14年9月21日より施行する。

附則（平成19年6月15日）

この規程は、平成19年6月15日より施行する。

附則（平成24年6月15日）

この規程は、平成24年6月15日より施行する（第6条第1項改正）。

附則（平成28年6月25日）

この規程は、平成28年6月25日から施行する（第7条1項、第3項改正）。

附則（令和元年9月7日）

この規程は、令和元年9月7日から施行する（第2条2項、第3条1項、2項、3項、第6条第1～5項、第7条、第8条1項、第9条、第11条1項、第12条1項、2項、第13条、第14条、第15条 改正）。

以上